

総務省行政相談センター

まぐみみ富山

令和5年6月・7月の大雨災害による 被災者の皆様への生活支援 窓口案内（ガイドブック）

この度の大雨災害により被災された皆様には、心よりお見舞い申し上げます。
本ガイドブックは、被災者の皆様への生活支援に関する情報を提供するものです。

【本ガイドブックについて】

- ・ 富山行政監視行政相談センターが収集した各機関等における支援策の情報を掲載しています。情報は、随時、追加・変更してまいります。
- ・ 最新版は、富山行政監視行政相談センターホームページに掲載しています。

URL : <https://www.soumu.go.jp/kanku/chubu/toyama.html>



【富山行政監視行政相談センターでの相談の受付について】

富山行政監視行政相談センターでは、いろいろなお問合せやご相談を受け付けております。
どうぞお気軽にご利用ください。

- 行政相談専用ダイヤル：0570-090110（平日 8:30～17:15）
（受付時間外は留守番電話）

- インターネット：右のQRコードからアクセスできます。

URL : https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/hyouka/soudan.html



- FAX：076-442-8646

まぐみみ富山



総務省行政相談センター

総務省富山行政監視行政相談センター

〒930-0085

富山市丸の内1丁目5番13号 富山丸の内合同庁舎5階

電話：076-432-6338

FAX：076-442-8646

【ご注意】

- このガイドブックに掲載している情報は、令和5年10月6日時点の情報で作成しております。各機関等の支援策等については、随時、追加・変更してまいります。
- 災害救助法の適用が条件となっている支援策等があります。今回の令和5年梅雨前線による大雨災害においては、富山県内では、富山市、高岡市、小矢部市、南砺市が適用を受けています。
- それぞれの支援策等の中には一定の適用基準が設けられているものがあることから、支援策等が適用とならない場合もあります。被災された場合に実際に支援策等が活用できるかなど、詳細については、支援策等ごとに記載しているお問い合わせ先にご確認ください。

【参考】

① 富山県及び上記4市の連絡先

県・市	所在地	代表電話番号
富山県	富山市新総曲輪1番7号	076-431-4111
富山市	富山市新桜町7番38号	076-431-6111
高岡市	高岡市広小路7番50号	0766-20-1111
小矢部市	小矢部市本町1番1号	0766-67-1760
南砺市	南砺市荒木1550番地	0763-23-2003

② ホームページによる大雨被害に対する支援制度等の掲載状況

(富山県) 大雨被害に対する支援制度のページ

<https://www.pref.toyama.jp/1900/bousaianzen/hisaisyasien20230714.html>



(富山市) 大雨被害に対する支援制度のページ

<https://www.city.toyama.lg.jp/bosai/bosai/1010665/1013252.html>



(高岡市) 大雨被害に対する支援制度のページ

<https://www.city.takaoka.toyama.jp/bosai/kinkyu/r50712ooamesaigaisien.html>



(小矢部市) 大雨被害に対する支援制度のページ

<https://www.city.oyabe.toyama.jp/kurashi/1002236/1002243/1005133/1005072.html>



(南砺市) 大雨被害に対する支援制度のページ

<https://www.city.nanto.toyama.jp/cms-sypher/www/service/detail.jsp?id=26461>



(内閣府) 防災情報のページ お役立ち情報（一般向け）

https://www.bousai.go.jp/oyakudachi/info_general.html



※ 各項目をクリックすると、ご覧になりたいページに移動します。



住まいや身の回りのこと

- 1 被災証明書の発行 (P. 4)
- 2 公営住宅への一時入居 (P. 5)
- 3 被災住宅の応急修理 (P. 5)
- 4 賃貸型応急住宅 (P. 6)
- 5 被災住宅の補修や再建に関する相談 (P. 7)
- 6 災害に便乗した悪質商法に注意 (P. 7)
- 7 災害ごみの処分等 (P. 8)
- 8 生活必需品の給与・貸与 (P. 9)



お金のこと

- 9 災害弔慰金・見舞金の支給 (P. 11)
- 10 生活福祉資金の貸付 (P. 11)
- 11 災害復旧資金の貸付 (P. 12)
- 12 住宅の建設、補修等の融資 (P. 13)
- 13 住宅ローンの返済 (P. 13)
- 14 雇用保険失業給付の支給等 (P. 13)
- 15 自治会・土地改良区等を対象とした支援金等の支給 (P. 14)



役所の手続きのこと

- 16 国税の特別措置 (P. 15)
- 17 県税の特別措置 (P. 15)
- 18 市町村税の特別措置 (P. 16)
- 19 公共料金の減免措置等 (P. 16)
- 20 年金手帳などを紛失した場合、国民年金等の保険料が払えない場合 (P. 17)
- 21 登記済証（権利証）、登記識別情報を紛失した場合 (P. 18)
- 22 運転免許証を紛失した場合 (P. 18)



民間の手続きのこと

- 23 損害保険の取扱い (P. 19)
- 24 生命保険の取扱い (P. 19)
- 25 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合 (P. 20)
- 26 法律相談等の窓口 (P. 20)



医療・健康のこと

- 27 医療機関の受診 (P. 21)
- 28 こころの悩みや健康に関する相談 (P. 21)



教育のこと

- 29 学生への支援（奨学金の給付・貸与及び減額返還・返還期限猶予、支援金の支給） (P. 22)
- 30 学生への支援（県立高校及び私立高校の授業料等の減免） (P. 23)
- 31 教科書、学用品の給与 (P. 23)



事業者の方へ

- 32 中小企業者を対象とした相談窓口 (P. 24)
- 33 災害復旧貸付 (P. 26)
- 34 セーフティネット保証4号の適用 (P. 27)
- 35 小規模企業共済災害時貸付の適用 (P. 27)
- 36 既往債務の返済条件緩和等の対応 (P. 28)
- 37 観光関連事業者向け特別相談窓口 (P. 28)
- 38 農林水産業者に対する金融支援 (P. 28)
- 39 被災事業者応援助成金 (P. 29)



その他の情報

- 40 太陽光発電システムの水害時の感電の危険性 (P. 30)
 - 41 浸水した車は自分でエンジンをかけない (P. 30)
 - 42 災害ボランティアについて (P. 30)
 - 43 外国人向けの情報・相談窓口 (P. 32)
- For Foreign Residents



住まいや身の回りのこと

1 り災証明書の発行

- ◆ 「り災証明書」は、住宅などの建物が被害にあったことを証明するものです。生活再建支援金の申請、税金の減免、各種の融資の申請などに必要となる場合があります。
- ◆ 「り災証明書」の窓口は以下のとおりです。
 - ・ 「り災証明書」は、「住家」が対象で、カーポート、倉庫、門扉等は対象外です。
 - ・ 持ち家に限らず賃貸住宅の借主も申請が可能です。住民票がない場合でも実際に居住していれば申請が可能です。
 - ・ 市町村によっては、住家以外の建物・構築物・自動車・家財などが災害による被害を受けたことの証明として「被災証明書」（市町村により「被災届出証明書」「り災届出証明書」の名称）の発行も行っています。

市町	窓口	電話番号	備考
富山市	市民課	076-443-2048	本庁舎東館1階
	大沢野行政サービスセンター	076-467-5810	
	大山行政サービスセンター	076-483-1212	
	八尾行政サービスセンター	076-454-3114	
	婦中行政サービスセンター	076-465-2115	
	山田中核型地区センター	076-457-2111	
	細入中核型地区センター	076-485-2111	
	(農業用施設等)農政企画課	076-443-2081	本庁舎東館4階
	()農林事務所農業振興課	076-468-2094	大沢野行政サービスセンター2階
高岡市	資産税課	0766-20-1274 0766-20-1267	本庁舎2階
小矢部市	総務課	0766-67-1760	本庁舎2階
南砺市	税務課	0763-23-2005	本館1階
	城端市民センター	0763-62-1212	
	平市民センター	0763-23-2040	
	上平市民センター	0763-23-2043	
	利賀市民センター	0763-23-2046	
	井波市民センター	0763-82-1180	
	井口市民センター	0763-23-2053	
	福野市民センター	0763-22-1100	
	福光市民センター	0763-52-1571	
砺波市	社会福祉課	0763-33-1299	本庁舎1階

市町	窓口	電話番号	備考
射水市	総務課 防災危機管理班	0766-51-6632	本庁舎4階
上市町	財務課 課税2班	076-472-2375	庁舎1階11番窓口
立山町	税務課 資産税係	076-462-9953	庁舎1階

2 公営住宅への一時入居

- ◆ 富山県、富山市及び高岡市は、今回の大雨により、引き続き住むことができず住宅に困窮している方への一時的な住まいとして、公営住宅を一時提供しています。

<提供期間>

入居時から6か月以内（必要に応じ最大1年間まで延長可能）

<家賃等>

家賃、敷金等は免除（共益費、光熱水費は、自己負担）

※上記の提供期間経過後は、家賃は有料となります。

- ◆ 入居申込手続き等、詳しくは、下記の窓口にお問い合わせください。

県・市	窓口	電話番号	備考
富山県	建築住宅課	076-444-3358	
富山市	市営住宅課	076-443-2097	
高岡市	建築政策課 市営住宅係	0766-20-1403	

3 被災住宅の応急修理

- ◆ 災害救助法適用地域において、災害により住宅が「大規模半壊」、「中規模半壊」、「半壊」、「準半壊」の被害を受けた世帯に対し、被災した住宅の居室、台所、トイレ等日常生活に必要不可欠な最小限度の部分を、市が業者に依頼し、一定の範囲内で応急的に修理します。
- ◆ 1世帯当たり70万6千円（準半壊は34万3千円）が上限となります。
- ◆ 応急修理の期間：令和5年7月12日から令和6年7月11日まで（12か月以内）
- ◆ 詳しくは、市の窓口にお問い合わせください（※）。

市	窓口	電話番号	備考
富山市	営繕課 営繕係	076-443-2095	
高岡市	建築政策課 指導審査・宅地開発係	0766-20-1429	
小矢部市	都市建設課	0766-67-1760	
南砺市	福祉課 社会福祉係	0763-23-2009	

※修理に着手する前に被災状況の写真撮影や問い合わせが必要です。
相談なく修理を行った場合は対象とならない場合があります。

4 賃貸型応急住宅（みなし仮設住宅）

- ◆ 災害救助法適用地域において、住宅に大きな被害を受け、自己の資力では居住する住宅を確保できない被災者に対し、災害救助法適用市（富山市、高岡市、小矢部市、南砺市）が民間賃貸住宅を借り上げ応急仮設住宅（賃貸型応急住宅）を一時提供します。

＜対象者（以下のいずれかの方。「り災証明書」が必要）＞

- (1) 住宅が全壊、全焼又は流失し、居住する住宅がない方
- (2) 半壊（床上浸水）の場合、水害により流入した土砂や流木等により住宅としての利用ができない方や居住することが困難な方
- (3) 二次災害等により住宅が被害を受ける恐れがある、ライフライン（水道、電気、ガス、道路等）が途絶している、地滑り等により避難指示を受けているなど、長期にわたり、自らの住宅に居住できない方

＜家賃の条件＞

- (1) 住居への入居人数（※）に応じて、家賃が1か月当たり次の額以下であるもの（次の額を超過するものは認められず、超過分を個人負担することも不可）
 - ・ 1名の世帯の場合 4.5万円
 - ・ 2名の世帯の場合 6.0万円
 - ・ 3～4名の世帯の場合 7.0万円
 - ・ 5名以上の世帯の場合 8.5万円

※ 入居期間中に、小学校入学年齢に達しない児童（以下、「未就学児」という。）は、入居人数に含めない。ただし、未就学児が2名以上の場合は1名あたり0.5人（小数点以下切り上げ）として換算する。

（例）未就学児1名→0名、未就学児2名→1名、未就学児3名→2名

- (2) 貸主から同意を得ているもの

＜入居期間＞

入居日から2年以内

- ◆ 詳しくは被災時にお住まいの市の窓口へお問い合わせください。

市	窓口	電話番号	備考
富山市	市営住宅課	076-443-2097	
高岡市	建築政策課 市営住宅係	0766-20-1403	
小矢部市	都市建設課	0766-53-5845	
南砺市	建設維持課	0763-23-2022	

5 被災住宅の補修や再建に関する相談

- ◆ 被災住宅の補修や再建に関して、国土交通大臣から指定を受け、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターが「住まいるダイヤル」を開設しています。補修等の必要性の判断、事業者の紹介、建築士の派遣については、次の窓口にお問い合わせください。

【住まいるダイヤル】0570-016-100（平日10時～17時）

※一部のIP電話等からは03-3556-5147

6 災害に便乗した悪質商法に注意

- ◆ **大規模災害の後には、点検商法・便乗商法等のトラブルが発生する傾向がありますのでご注意ください。**
- ◆ 本来必要ないのに「〇〇が壊れているから工事が必要」、「保険を利用すれば実質的に無料で修理できる」などと契約を迫る業者とのトラブルが全国的に発生する傾向があります。
- ◆ 不審な勧誘や電話を受けた場合、ご心配がある場合は、下記の番号までご相談ください。

【消費者ホットライン】

電話：1 8 8（市外局番なしの3桁番号）

※ 消費者ホットラインは、原則として、お住まいの地域の窓口（市の消費生活センターや消費生活相談窓口など）をご案内します。

土・日は、都道府県等の消費生活センター等が開所していない場合、国民生活センターに電話がつながります（一部地域や年末年始、国民生活センターの建物点検日を除く）。

I P 電話など、一部の電話からはつながりません。

【富山県消費生活センター】

（本所）富山市湊入船町6番7号 富山県民共生センター1階

電話：076-432-9233 平日 8時30分～17時

（高岡支所）高岡市御旅屋町101番地 御旅屋セリオ5階

電話：0766-25-2777 平日 8時30分～17時

※ 土・日は、富山県消費者協会でも相談を受付。

電話：076-432-5690 時間：9時～15時

【富山市消費生活センター】 富山市新富町1丁目2番3号 CiCビル3階

電話：076-443-2047 平日9時～17時30分（来所相談は10時～17時30分）

【高岡市消費生活センター】 高岡市広小路7番50号 高岡市役所（市民生活課内）

電話：0766-20-1522 平日 9時～16時

【小矢部市消費生活相談室】 小矢部市本町1番1号 小矢部市役所（生活環境課内）

電話：0766-67-1760（内線735） 火・木・金の9時30分から16時（正午～13時除く）

【南砺市消費生活センター】 南砺市荒木1550番地 南砺市役所（生活環境課内）

電話：0763-23-2035 平日 8時30分～17時15分

【砺波市消費生活センター】 砺波市栄町7番3号 砺波市役所（市民生活課内）

電話：0763-33-1153 平日 8時30分～17時（正午～13時除く）

【射水市消費生活センター】 射水市新開発410番地1 射水市役所（生活安全課内）

電話：0766-52-7974 平日 9時～16時（正午～13時除く）

【立山町住民課消費生活相談窓口】 立山町前沢2440番地 立山町役場（住民課内）

電話：076-462-9915 月・水・金の9時から16時（正午～13時除く）

・「保険を使って無料で修理します」と勧誘を受けた時に

トラブルに遭わないためのポイント（チラシ）



https://www.caa.go.jp/disaster/assets/consumer_policy/cms102_20210310_01.pdf

1 まずは**ご自身**で損害保険会社・代理店へ連絡を！

2 修理等の依頼時は**契約内容をしっかり確認**

7 災害ごみの処分等

◆ 市町村では、災害初期の応急的な対応として、大雨により発生した災害ごみを指定の場所で受け入れています。

また、市町村によっては、浸水に対する消毒作業の助言・対応を行っているところがあります。

◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	電話番号	備考
富山市	環境センター業務課	076-429-7366	
高岡市	環境政策課	0766-22-2144	
小矢部市	生活環境課	0766-67-1760	ごみ処理手数料、し尿汲取手数料などの減免制度があります。

市町	窓口	電話番号	備考
南砺市	生活環境課	0763-23-2035	一般廃棄物処理手数料、し尿汲取手数料などの減免制度があります。
砺波市	市民生活課	0763-33-1372	一般廃棄物処理手数料の減免制度があります。
射水市	環境課	0766-51-6624	
立山町	住民課 環境安全係	076-462-9963	

- ◆ 高岡市では、「災害ごみの引き取りを行う」と市をかたる不審な電話が複数件報告されています。

不審に思われた方は、同市総務部危機管理課（0766-20-1110）にお問い合わせください。

- ◆ 富山市では、自身が所有している住宅の居室・台所・便所等の日常生活に必要な場所や玄関に運ばれた土石、竹木等により被害を受け「り災証明書」が発行されており、かつ、自らの資力でそれらを除去ができない場合、これらの障害物を市が除去できる場合があります。

- ・ 応急修理ができる工事費用の1世帯あたりの限度額：13万8,700円以内
- ・ 障害物の除去は、市が修理業者と契約し実施。

※1 限度額を超える費用は自己負担となります。

※2 同じ住宅に2以上の世帯が同居している場合は1世帯とみなされます。

※3 現金を支給する制度ではありません。

詳細は、同市建設部営繕課（076-443-2095）にお問い合わせください。

8 生活必需品の給与・貸与

- ◆ 災害救助法適用地域において、災害により住宅が「半壊」以上又は「床上浸水」の被害を受けた世帯に対し、生活上必要な被服、寝具その他日用品等を喪失又は毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者に対して生活必需品の支給を行います。

【対象品目】※ 大雨災害により被害を受けた物品に限ります。

- ① タオルケット、毛布、布団などの寝具
- ② 洋服上下、子供服等の上着、シャツ、パンツなどの下着
- ③ タオル、靴下などの身の回り品
- ④ 石鹸、歯磨用品、ティッシュペーパー、トイレットペーパーなどの日用品
- ⑤ 鍋、包丁、ガス器具などの調理道具
- ⑥ 茶碗、皿、箸などの食器
- ⑦ 暑さによる健康被害を防止する観点から必要とされる扇風機
- ⑧ 高齢者、障害者等の日常生活上の支援を行うために必要な紙おむつなどの消耗品

【認められない品目】

テレビ、冷蔵庫、洗濯機、掃除機、エアコン、電子レンジ、オープンレンジ、ドライヤーなどの家電製品

【費用の限度額】

夏季	1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人世帯以上の加算額
半壊、床上浸水等	6,300円	8,400円	12,600円	15,400円	19,400円	1人につき2,700円

※1 現金を給付する制度ではありません。現物を給与・貸与することになりますので、お届け先を確認します。

※2 申請には「り災証明書」等が必要になります。

◆ 詳しくは、市の窓口にお問い合わせください。

市	窓口	電話番号	備考
富山市	福祉政策課	076-443-2164	
高岡市	社会福祉課	0766-20-1366	
小矢部市	総務課	0766-67-1760	
南砺市	福祉課	0763-23-2009	



お金のこと

9 災害弔慰金・見舞金等の支給

- ◆ 災害救助法適用地域において、災害弔慰金（お亡くなりになられた方が対象）が支給されます。
- ◆ 住家が床上浸水などの被害を受けた場合、市町が独自に見舞金を支給する場合があります。

詳しくは、市町の窓口にお問い合わせください。

市町	窓口	電話番号	備考
富山市	福祉政策課	076-443-2164	
高岡市	社会福祉課	0766-20-1366	
小矢部市	総務課	0766-67-1760	
南砺市	福祉課社会福祉係	0763-23-2009	
砺波市	社会福祉課	0763-33-1299	
射水市	地域福祉課	0766-51-6625	
立山町	健康福祉課社会福祉係	076-462-9954	立山町元気交流ステーション3階

- ◆ 富山県は、住家の全壊世帯・半壊世帯に対し、見舞金を支給します。詳しくは、富山県厚生部厚生企画課（076-444-3196）にお問い合わせください。

10 生活福祉資金の貸付

【緊急小口資金】

- ◆ 緊急かつ一時的に生計の維持が困難になった低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対し、資金の貸付が行われます。一世帯につき10万円以内とされています。
- ◆ 償還期限は、据置期間（通常：2か月以内）終了後、12か月以内とされています。無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村の社会福祉協議会にお問い合わせください。

【住宅補修費・災害援護費】

- ◆ 低所得世帯、障害者世帯、介護等を要する高齢者世帯に対して、住宅の補修等のための資金（250万円以内）や災害により臨時に必要な経費（150万

円以内)の貸付が行われます。

- ◆ 償還期限は、据置期間(通常：6か月以内)終了後、7年以内とされています。また、連帯保証人がいる場合は無利子です。
- ◆ 詳しくは、お住まいの市町村の社会福祉協議会にお問い合わせください。

県・市社会福祉協議会名	所在地	電 話
富山県社会福祉協議会	富山市安住町5番21号 富山県総合福祉会館（サンシップとやま）内	076-432-2958
富山市社会福祉協議会本所	富山市今泉83番地 1	076-422-3414
〃 大沢野細入支所	富山市春日96番地 1	076-467-1294
〃 大山支所	富山市上滝523番地 1	076-483-4111
〃 八尾山田支所	富山市八尾町福島200番地	076-454-2390
〃 婦中支所	富山市婦中町羽根1105番地7	076-469-0775
高岡市社会福祉協議会	高岡市清水町1丁目7番30号	0766-23-2917
〃 福岡支所	高岡市福岡町大滝22番地	0766-64-8114
小矢部市社会福祉協議会	小矢部市鷺島15番地	0766-67-8611
南砺市社会福祉協議会	南砺市井波521番地	0763-82-2941
〃 サテライト	南砺市荒木574番地	0763-52-1222
砺波市社会福祉協議会	砺波市幸町8番17号	0763-32-0294
〃 庄川支所	砺波市庄川町青島385番地	0763-82-3520
射水市社会福祉協議会本所	射水市戸破4200番地11	0766-55-5201
〃 新湊支所	射水市三日曾根9番18号	0766-82-8450
上市町社会福祉協議会	上市町湯上野1176番地	076-473-9300
立山町社会福祉協議会	立山町前沢1169番地	076-463-3356

1 1 災害復旧資金の貸付（富山県勤労者生活資金融資制度）

- ◆ 災害により被害を受けられた勤労者又はその家族に対して、下記のとおり住宅及び生活の復旧等に必要な資金の貸付が行われます。

詳しくは、富山県内の北陸労働金庫各支店にお問い合わせください。

富山県勤労者生活資金融資制度の概要

区 分	内 容
対象者	富山県内に居住し、同一事業所に1年以上継続して勤務している者
融資限度額	150 万円
融資利率	年 2.2％、保証料別途 0.8％
返済期間	5 年以内
取扱窓口	富山県内の北陸労働金庫各支店

1 2 住宅の建設、補修等の融資

- ◆ 自然災害により自宅に被害を受けられた方に対して、金利等を優遇した建設資金、購入資金または補修資金を融資しています。

詳しくは、住宅金融支援機構にお問い合わせください。

【住宅金融支援機構 お客様コールセンター】0120-086-353（通話料無料）

受付時間：9時～17時（祝日及び年末年始を除く）

- ・災害復興住宅融資のご案内（簡易版・リーフレット）

<https://www.jhf.go.jp/files/300205170.pdf>



- ◆ 各金融機関においても、被災者向けの特別融資を行っております。
詳細は、各金融機関にお問い合わせください。

1 3 住宅ローンの返済

- ◆ 住宅ローンの返済について、借入先の同意のもと、返済の免除や減額を申し出る仕組み（自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン）があります。

詳しくは借入先の金融機関にお問い合わせください。

借入先が銀行の場合、一般社団法人全国銀行協会相談室への問い合わせも可能です。

【全国銀行協会相談室】

ナビダイヤル 0570-017-109 または 03-5252-3772

受付時間：平日9時～17時（祝日及び銀行の休業日を除く）

- ・自然災害による被災者の債務整理に関するガイドライン（チラシ）

https://www.dgl.or.jp/guideline/pdf/disaster-gl_leaf.pdf



1 4 雇用保険失業給付の支給等

- ◆ 災害救助法適用市において被災された事業場、労働者、求職者の方々に
対し、災害時における雇用保険失業給付の支給等について、特例措置が
実施されています。

- ◆ 詳細は、住所を管轄するハローワーク（職業安定所）、労働局までお問
い合わせください。

ハローワーク	電話番号	管轄区域（災害救助法適用市）
富山公共職業安定所（富山市奥田新町45）	076-431-8609	富山市
高岡公共職業安定所（高岡市向野町3-43-4）	0766-21-1515	高岡市、射水市
魚津公共職業安定所 （魚津市新金屋1-12-31魚津合同庁舎1階）	0765-24-0365	魚津市、黒部市、下新川 郡入善町・朝日町
砺波公共職業安定所（砺波市太郎丸1-2-5）	0763-32-2914	砺波市、南砺市、小矢部 市（※）
砺波公共職業安定所小矢部出張所 （小矢部市綾子5185）	0766-67-0310	小矢部市（※）
氷見公共職業安定所（氷見市朝日丘9-17）	0766-74-0445	氷見市
滑川公共職業安定所（滑川市辰野11-6）	076-475-0324	滑川市、上新川郡上市町 ・立山町・舟橋村
富山労働局（富山労働総合庁舎）	076-432-2782	

※ 事業所が行う雇用保険各種手続は砺波公共職業安定所で行う。求職者が行う雇用保険の手続きは同安定所小矢部出張所で行う。

15 自治会・土地改良区等を対象とした支援金等の支給

- ◆ 富山市では、7月12日から13日に発生した大雨による災害復旧のため、地域活動をされた町内会等に対して、地域コミュニティの維持と地域活動の推進を図ることを目的として支援金（1町内会等あたり10万円）を支給します。

詳細は、下記ホームページ及び問い合わせ先の窓口でご確認ください。

- ・申請期間：令和5年10月1日から同年12月28日まで
- ・提出書類：申請書、活動した場所が分かる地図、活動場所の写真（撮影された場合）等

【参考HP】 <https://www.city.toyama.lg.jp/kurashi/jichi/1010379/1013705.html>

【問い合わせ先】富山市地域コミュニティ推進課（076-443-2046）



- ◆ 南砺市では、7月12日から13日に発生した大雨で農地及び農業用施設に被災し、国の補助事業とならない小規模な災害について、迅速な復旧及び復旧費用の負担軽減を目的として、土地改良区・自治会・農業組織などの団体を対象に補助金（事業費の3/4、限度額30万円）を支給します。

詳細は、下記ホームページ及び問い合わせ先の窓口でご確認ください。

- ・補助対象：国の災害復旧事業に該当しない被災した農地又は農業用施設で、事業費が20万円以上のもの。被災箇所は、例えば同一地域内で連続している場合などは1箇所として判断することも可能。
- ・申請期間：令和5年10月31日まで
- ・提出書類：申請書、位置図、現況写真、設計図面、見積書等

【参考HP】 <https://www.city.nanto.toyama.jp/cms-sypher/www/info/detail.jsp?id=26591>

【問い合わせ先】南砺市農政課農地整備係（0763-23-2016）





役所の手続きのこと

1 6 国税の特別措置

- ◆ 国税の特例措置として「申告等の期限延長」、「納税の猶予」などの措置が設けられています。
- ◆ 災害によって、住宅や家財などに損害を受けたときは、確定申告で「所得税法」に定める雑損控除の方法、「災害減免法」に定める税金の軽減免除による方法のどちらか有利な方法を選ぶことによって、所得税の全部又は一部軽減が図られます。
- ◆ 詳しくは、最寄りの税務署にお問い合わせください。

税務署名	電話番号	管轄区域
富山税務署(富山丸の内合同庁舎)	076-432-4191	富山市
高岡税務署(高岡市博労本町5番30号)	0766-21-2501	高岡市、氷見市、射水市
魚津税務署(魚津合同庁舎)	0765-24-1370	魚津市、滑川市、黒部市、中新川郡、下新川郡
砺波税務署(砺波市本町13番19号)	0763-33-1073	砺波市、小矢部市、南砺市

1 7 県税の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、被災者に対して、個人事業税、不動産取得税、自動車税等の県税に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長の救済措置があります。
- ◆ 詳しくは、下記の担当部署にお問い合わせください。

機関名	内 容	問い合わせ先
富山県総合県税事務所(富山市舟橋北町1-11)	法人県民税、法人事業税について	課税第一課事業税第一班 (076-444-4504)
	県民税(利子割・配当割・株式等譲渡所得割)、個人事業税について	課税第一課事業税第二班 (076-444-4506)
	軽油引取税、ゴルフ場利用税、鉱区税について	課税第一課軽油引取税班 (076-444-4507)
	不動産取得税について	課税第二課(076-444-4505、076-444-4629)
自動車税センター(富山市新庄町馬場39-6)	自動車税について	代表(076-424-9211)

18 市町村税等の特別措置

- ◆ 災害によって大きな損害を受けた場合、固定資産税、住民税、国民健康保険料（税）、後期高齢者医療保険料、介護保険料等に関して、減免、徴収の猶予、申告・納付などの期間の延長等の救済措置が受けられる場合があります。
- ◆ 詳しくは、市町村の窓口にお問い合わせください。

19 公共料金の減免措置等

- ◆ 電気、ガス、電話等については、各事業者において、災害救助法適用地域の被災者に対し、支払期日の延長、料金の減免、工事費の免除、修理費用の軽減など特別措置を行う場合があります。適用の条件、支援措置の内容については、事業者ごとに異なります。

減免措置等は、お客様からの申出が必要な場合がありますので、手続き方法について、契約している事業者にご確認ください。

- ◆ 上下水道についても、基本料金、使用料金の減免や支払い期限の延長等が行われる場合があります。詳しくは上下水道の事業者（市町村）にご確認ください。

◆ 電気

【北陸電力 お客様サービスセンター】

0120-776453（月～金／9～17時〔祝日・年末年始除く〕）

（注）北陸電力以外の新電力と契約している場合には、契約している事業者にご確認ください。

（停電・電気の設備に関するお問い合わせ）

【北陸電力送配電 ネットワークサービスセンター】

0120-837-119（365日24時間受付）

◆ ガス、電話

事業者名など		電話番号
日本海ガス （富山市城北町2番36号）	お客様コールセンター	0570-024-077 又は076-442-0770
高岡ガス （高岡市内免2丁目1番43号）	お問い合わせ	0766-22-0709

事業者名など		電話番号
N T T 西日本	料金問合せ受付	116、0800-2000-116
N T T ドコモ	ドコモ携帯電話から	(局番なし)151(通話料無料)
	一般電話などから	0120-800-000(通話料無料)
a u	a u 携帯電話から	(局番なし)157(通話料無料)
	一般電話などから	0077-7-111 (通話料無料)
ソフトバンク	ソフトバンク携帯電話から	(局番なし)157(通話料無料)
	一般電話などから	0800-919-0157(通話料無料)
楽天モバイル	お申し出先	050-5212-6915

- ◆ N H K では、災害救助法適用地域内で建物が、半壊、半焼又は床上浸水以上の被害を受けた場合、申出に基づき、2 か月間、受信料が免除になります。

詳しくは N H K (0570-077-077 9:00~18:00 ご利用になれない場合050-3786-5003 (有料)) にお問い合わせください。

20 年金手帳などを紛失した場合 国民年金等の保険料が払えない場合

- ◆ 年金手帳、年金証書を紛失した場合は、再発行ができます。詳しくは、各年金事務所にお問い合わせください。
- ◆ 国民年金被保険者について、一定の要件に該当する場合には、申請に基づいて災害時の保険料が免除されます。
- また、被災に伴い厚生年金保険料等の納付が困難な事業所に対しては、納付の猶予制度があります。
- ◆ 詳しくは、日本年金機構ねんきんダイヤル (0570-05-1165) [月曜 8:30~19:00、火曜~金曜 8:30~17:15、第2土曜 9:30~16:00] にお問い合わせください。
- ◆ 市の国民年金担当窓口又は最寄りの年金事務所にお問い合わせすることもできます。

名称	電話番号	管轄区域		
		健康保険・厚生年金保険	国民年金	船員保険
富山年金事務所 (富山市牛島新町7-1)	076-441-3926	富山市	同左	富山県
高岡年金事務所 (高岡市中川園町11-20)	0766-21-4180	高岡市、氷見市、射水市	同左	—
魚津年金事務所 (魚津市本江1683-7)	0765-24-5153	魚津市、滑川市、黒部市、 中新川郡、下新川郡	同左	—
砺波年金事務所 (砺波市豊町2-2-12)	0763-33-1725	砺波市、小矢部市、南砺市	同左	—

2 1 登記済証(権利証)、登記識別情報を紛失した場合

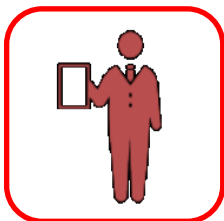
- ◆ 土地・建物の権利証（登記済証・登記識別情報通知書）を紛失したことによって土地・建物の所有権等の権利を失うことはありません。売買、相続、抵当権設定時に、上記書類を紛失している場合、他の手段での本人確認となります。
- ◆ 詳細は、地方法務局・支局にお問い合わせください。

名称	電話番号	管轄区域（不動産登記）
富山地方法務局 (富山合同庁舎)	076-441-0550	富山市、中新川郡
魚津支局（魚津市本町1-3-2）	0765-22-0461	魚津市、黒部市、滑川市、 下新川郡
高岡支局（高岡市中川1-5-22）	0766-22-2327	高岡市、氷見市、射水市
砺波支局（砺波市苗加353-2）	0763-32-2361	砺波市、小矢部市、南砺市

受付時間：平日8:30～17:15

2 2 運転免許証を紛失した場合

- ◆ 災害により自動車運転免許証を汚損、紛失した場合には、再交付の手続きができます。
- ◆ 詳しくは、富山県運転免許センター（076-441-2211（内線731-234・235））にお問い合わせください。



民間の手続きのこと

2 3 損害保険の取扱い

- ◆ 損害保険の適用などについては次の窓口にお問い合わせください。
 - ・ご契約の損害保険会社
 - ・一般社団法人日本損害保険協会
そんぽ A D R センター
ナビダイヤル 0570-022-808（I P 電話からは076-203-8581）
受付時間 平日9：15～17：00（土日祝日、年末年始を除く）
- ◆ 証券の紛失等により、保険契約に関する手掛かりを失った方は次の窓口で照会できます。
 - ・自然災害損保契約照会センター
フリーダイヤル 0120-501-331（I P 電話からは03-6836-1003（有料））
受付時間 平日9：15～17：00（土日祝日、年末年始を除く）

2 4 生命保険の取扱い

- ◆ 各生命保険会社では、災害救助法適用地域の被災契約者の契約について、①保険料払込猶予期間の延長（最長6か月）、②保険金・給付金、契約者貸付金の簡易迅速なお支払いの特別取扱いを実施しています。
詳細は、ご契約の生命保険会社にお問い合わせください。
- ◆ 家屋等の流失・焼失等により生命保険契約に関する手掛かりを失い、保険金の請求を行うことが困難な方は、次の窓口にお問い合わせください。
 - ・生命保険協会生命保険相談所（災害時受付専用連絡先）
フリーダイヤル 0120-001-731
受付時間 平日9：00～17：00（土日祝日、年末年始を除く）
 - ・かんぽコールセンター
フリーダイヤル 0120-552-950
ご高齢の方専用 0120-744-552
受付時間 平日9：00～21：00
土日祝日9：00～17：00（1/1～1/3を除く）

2 5 預貯金通帳、印鑑を紛失した場合

- ◆ 災害救助法適用地域の被災者等に対して、金融機関、証券会社、生命保険会社、損害保険会社等では通帳、保険証書や印鑑を紛失した場合でも、本人確認ができれば、預貯金、保険金等の払戻しに応じています。
 - ・各金融機関（銀行、信用金庫、信用組合）、保険会社等の窓口
 - ・ゆうちょコールセンター フリーダイヤル 0120-108-420

2 6 法律相談等の窓口

- ◆ 法テラス（日本司法支援センター）では、法的トラブルについて、お悩みを整理し、適切な相談窓口のご案内、法律の手続、分からないコトバの解説などを行っています。また、無料法律相談（収入・資産要件あり）を行っています。詳細は、法テラスにお問い合わせください。
 - ・法テラス富山
ナビダイヤル 0570-078351（ＩＰ電話等の場合 050-3383-5480）
受付時間 平日9：00～17：00
- ◆ 法テラスの専門オペレーターが、お問い合わせ内容に応じて、法制度や相談機関・団体を紹介します。
 - ・法テラス・サポートダイヤル
ナビダイヤル 0570-078374（ＩＰ電話等の場合 03-6745-5600）
受付時間 平日9：00～21：00、土曜日9：00～17：00（祝日・年末年始を除く）
- ◆ 富山県弁護士会では、今回の大雨で被災された方の法的な悩みごとについて、無料で電話相談を受け付けています。詳細は、同弁護士会事務局にお問い合わせください。
 - ・富山県弁護士会事務局（問い合わせ・受付窓口 076-421-4811）
受付時間：平日10：00～16：00



医療・健康のこと

27 医療機関の受診

- ◆ 被災により保険証を紛失又はご自宅に残したまま避難された場合であっても、医療機関の窓口で

- ・氏名
- ・生年月日
- ・連絡先
- ・住所

等を申し立てすることにより保険診療で受診することができます。

詳しくは、保険者（健保は協会けんぽ富山支部076-431-6155、国保は市町村）、各医療機関にお問い合わせください。

28 こころの悩みや健康に関する相談

- ◆ 災害にあわれた方のこころの悩みや健康に関する相談をお受けしています。

名称	電話番号
こころの電話 (富山県健康福祉部こころの健康センター) 相談受付時間： 平日9：30～17：00（年末年始・祝日を除く）	076-428-0606
こころの電話 (富山県健康福祉部こころの健康センター) 相談受付時間： 平日17：00～翌9：30、土日祝日、年末年始	0570-074-333
NPO法人富山カウンセリングセンター 相談受付時間： 毎日16：00～23：00（受付22:30まで）	076-492-6635
よりそいホットライン (一般社団法人社会的包摂サポートセンター) 24時間通話料無料	0120-279-338



教育のこと

29 学生への支援（奨学金の給付・貸与及び減額返還・返還期限猶予、支援金の支給）

◆ 独立行政法人日本学生支援機構（JASSO）は、

- 1）災害救助法適用地域の世帯の学生に対する給付奨学金の家計急変採用、貸与奨学金の緊急採用・応急採用
- 2）奨学金返還者からの減額返還・返還期限猶予の願出
- 3）居住する住宅に半壊以上等の被害を受けた学生からの支援金の申請を以下のとおり受け付けています。

詳しくは、在学している学校にお尋ねいただくほか、日本学生支援機構のホームページ等でご確認ください。

・奨学金相談センター

ナビダイヤル 0570-666-301（ＩＰ電話等の場合03-6743-6100）

受付時間 平日9：00～20：00（土日祝日・年末年始を除く）

1 給付奨学金（家計急変採用）、貸与奨学金（緊急採用・応急採用）

- (1) 対象者：災害により家計が急変し、奨学金の給付または貸与を希望する方（災害救助法適用地域の世帯の学生）
- (2) 申込方法：在学している学校を通じて申し込む。

2 奨学金の減額返還・返還期限猶予

- (1) 対象者：災害等により奨学金の返還が困難となった方
- (2) 願出方法：「奨学金減額返還願」もしくは「奨学金返還期限猶予願」を日本学生支援機構に提出する。

3 JASSO災害支援金

- (1) 対象者：災害により学生本人やその生計維持者が現に住んでいる家が、半壊（半流出・半埋没及び半焼失を含む）以上や床上浸水の被害を受けたり、自治体からの避難指示等が1か月以上続いた方（外国人留学生を含む）
- (2) 申込方法：在学している学校を通じて申し込む。
- (3) 支給額：10万円（返還不要）

30 学生への支援 (県立高校及び私立高校の授業料等の減免)

- ◆ 富山県では、大雨災害により住家が全壊・半壊又は床上浸水の被害を受けた方に対し、高等学校の授業料等を減免するとしています。

詳しくは、以下の担当課までお問い合わせください。

- ・ 県立高校：富山県教育委員会県立学校課（076-444-3448）
- ・ 私立高校：富山県経営管理部学術振興課（076-444-9645）

31 教科書、学用品の給与

- ◆ 災害救助法適用地域において、大雨災害により住宅が全壊、流出、半壊又は床上浸水等の被害を受け、教科書や学用品の喪失又は損傷等で使用することができず、就学上支障のある児童生徒等に対し、学用品等を支給します。

【給与の内容】

- ① 教科書及び正規の教材（ワークブック、辞書、図鑑等、学校にて有効適切なものとして使用している教材）
- ② ノート、鉛筆、消しゴム、クレヨン、絵具、画筆、画用紙、下敷き、定規等の文房具
- ③ 傘、鞆、長靴等の通学用品
- ④ 運動靴、体育着、カスタネット、ハーモニカ、笛、鍵盤付きハーモニカ、工作用具、裁縫用具等

- ◆ 詳しくは、以下の担当課までお問い合わせください。

○教科書

- ・ 富山県教育委員会小中学校課（076-444-3443）

○教科書以外の学用品

- ・ 県立高校分：富山県教育委員会県立学校課（076-444-3448）
- ・ 私立学校分：富山県経営管理部学術振興課（076-444-3159）
- ・ その他の学校分：富山県教育委員会小中学校課（076-444-3443）



事業者の方へ

3 2 中小企業者を対象とした相談窓口

- ◆ 被害を受けられた中小企業者の方々を対象に災害復旧貸付の利用や融資及び返済についての特別相談窓口を設置しています。
- ◆ 詳しくは、次の相談窓口にお問い合わせください。

【富山県内の商工会議所、商工会及び富山県商工会連合会】

名称	URL	電話番号
富山商工会議所	https://www.ccis-toyama.or.jp/toyama/	076-423-1111
高岡商工会議所	https://www.ccis-toyama.or.jp/takaoka/	0766-23-5000
氷見商工会議所	https://www.ccis-toyama.or.jp/himi/	0766-74-1200
射水商工会議所	https://imizucci.jp/	0766-84-5110
魚津商工会議所	https://www.ccis-toyama.or.jp/uozu/	0765-22-1200
滑川商工会議所	https://www.ccis-toyama.or.jp/namerikawa/	076-475-0321
砺波商工会議所	https://www.ccis-toyama.or.jp/tonami/	0763-33-2109
黒部商工会議所	https://www.ccis-toyama.or.jp/kurobe/	0765-52-0242
朝日町商工会	https://www.shokoren-toyama.or.jp/~asahi/	0765-83-2280
入善町商工会	https://www.shokoren-toyama.or.jp/~nyuzen/	0765-72-0163
上市町商工会	https://www.shokoren-toyama.or.jp/~kamiichi/	076-472-0716
立山舟橋商工会	https://www.shokoren-toyama.or.jp/~tatefuna/	本所 076-463-1221 舟橋支所 076-464-1516
富山市南商工会	https://www.shokoren-toyama.or.jp/~south/	本部 076-461-6547 婦中支部 076-465-5700 大山支部 076-483-1420 大沢野細入支部 076-467-1963
富山市八尾山田商工会	https://www.shokoren-toyama.or.jp/~yy-toyama/	076-455-3181
富山市北商工会	https://www.shokoren-toyama.or.jp/~toyamakita/	本部 076-435-5588 水橋支部 076-478-0247 和合支部 076-435-0182 呉羽支部 076-436-0135

名称	URL	電話番号
射水市商工会	https://www.shokoren-toyama.or.jp/~imizu/	0766-55-0072
高岡市商工会	https://www.shokoren-toyama.or.jp/~takaoka/	本部 0766-63-6585 戸出支所 0766-63-0792 中田支所 0766-36-0246 福岡支所 0766-64-3088
小矢部市商工会	https://www.shokoren-toyama.or.jp/~oyabe/	小矢部支所 0766-67-0756 津沢支所 0766-61-2356
庄川町商工会	https://www.shokoren-toyama.or.jp/~shogawa/	0763-82-1155
南砺市商工会	https://www.shokoren-toyama.or.jp/~nanto/	本部・福野事務所 0763-22-2536 福光事務所 0763-52-2038 城端事務所 0763-62-2163 井波事務所 0763-82-0184 五箇山事務所 0763-66-2044 利賀事務所 0763-68-2527
富山県商工会連合会	https://www.shokoren-toyama.or.jp/kenren/	076-441-2716

【日本政策金融公庫】

《富山県内の支店》

支店名	個人企業・小規模事業・中小企業の方	農林漁業者等の方		受付時間
	国民生活事業	中小企業事業	農林水産事業	
富山支店	0570-044686 (ナビダイヤル)	076-442-2483	076-441-8411	平日 9:00～17:00
高岡支店	0570-045028 (ナビダイヤル)	—	—	平日 9:00～17:00

《事業資金相談ダイヤル》 0120-154-505（フリーダイヤル）

音声ガイダンスが流れた後に、ご希望のサービスメニューの選択番号を押してください。

選択番号	サービスメニュー	事業	受付時間
0	創業して間もない方	国民生活事業	平日 9:00～19:00
1	個人企業・小規模企業の方		
2	中小企業の方	中小企業事業	平日 9:00～17:00
3	農林漁業者等の方	農林水産事業	

【その他】

名称	電話番号
商工組合中央金庫 富山支店 (富山市桜橋通り6-11)	076-444-5121
商工組合中央金庫 高岡支店 (高岡市丸の内2-6)	0766-25-5431
富山県信用保証協会 (富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル)	076-423-3171
富山県中小企業団体中央会 (富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6F)	076-424-3686
独立行政法人 中小企業基盤整備機構 北陸本部 企業支援部 企業支援課 (石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル 10階)	076-223-5546
中小企業庁 富山県よろず支援拠点 (富山市高田527 情報ビル1F) ((公財) 富山県新世紀産業機構 内)	076-444-5605
全国商店街振興組合連合会	03-3553-9300
中部経済産業局 産業部 中小企業課	052-951-2748
富山県 商工労働部 地域産業支援課	076-444-3248

◆富山県による大雨災害対策特別融資の創設

- ・対象：今回の大雨による被害を受けた中小企業者
- ・資金使途：設備、運転
- ・融資限度：1億円
- ・融資利率：年1.25%以内
- ・融資期間：10年以内（据置期間5年以内）
- ・保証料率：0～0.55%（保証必須、富山県独自に保証料を補助）

問い合わせ先：富山県商工労働部地域産業支援課（076-444-3248）

3 3 災害復旧貸付

- ◆ 被害を受けた中小企業・小規模事業者を対象に、日本政策金融公庫が運転資金又は設備資金を融資しています。

	国民生活事業	中小企業事業
融資限度額	3千万円	1億5千万円
融資期間（うち据置期間）	10年以内（2年以内）	
金利	1.07%	1.02%

- ◆ 詳細は、日本政策金融公庫（25ページ参照）にお問い合わせください。

3 4 セーフティネット保証4号の適用

- ◆ 災害救助法適用地域において、今回の大雨の影響により売上高等が減少している中小企業・小規模事業者を対象に、信用保証協会が一般保証とは別枠の限度額で融資額100%を保証するセーフティネット保証4号を適用します。

- ・ 内容（保証条件）

- ①対象資金：経営安定資金
- ②保証割合：100%保証
- ③保証限度額：2億8,000万円
- ④保証人：原則第三者保証人は不要

- ◆ 詳細は、富山県信用保証協会（076-423-3171）にお問い合わせください。

3 5 小規模企業共済災害時貸付の適用

- ◆ 災害救助法が適用された地域において被害を受けた小規模企業共済契約者に対し、中小企業基盤整備機構が原則として即日で低利で融資を行う災害時貸付を適用します。

- ・ 貸付条件

- ①貸付限度額：原則として納付済掛金の合計額に掛金納付月数に応じて7割～9割を乗じて得た額（50万円以上で5万円の倍数となる額）と1,000万円のいずれか少ない額
- ②貸付利率：年0.9%（令和5年7月18日現在）
- ③貸付期間：貸付金額500万円以下 36か月
505万円以上 60か月
- ④償還方法：6か月ごとの元金均等割賦償還
- ⑤担保、保証人：不要
- ⑥借入窓口：商工組合中央金庫本・支店

- ◆ 詳細は、中小企業基盤整備機構共済事業グループ 小規模共済融資課（電話03-3433-8811（代表））にお問い合わせください。

3 6 既往債務の返済条件緩和等の対応

- ◆ 国から、日本政策金融公庫、商工組合中央金庫及び信用保証協会に対して、返済猶予等の既往債務の条件変更、貸出手続の迅速化及び担保徴求の弾力化などについて、今般の大雨により被害を受けた中小企業・小規模事業者の実情に応じて対応するよう要請されています。
- ◆ 各機関の窓口にお問い合わせください。

3 7 観光関連事業者向け特別相談窓口

- ◆ 北陸信越運輸局は、甚大な被害が生じた場合に、観光関連事業者の不安を解消するため、以下の特別相談窓口で、観光関連事業者からの被害状況や要望をお聞きした上で、活用可能な支援策の紹介等を行います。

【北陸信越運輸局 観光部観光企画課】

- ・ 所在地：新潟県新潟市中央区美咲町1-2-1 新潟美咲合同庁舎2号館
- ・ 電話番号：025-285-9181
- ・ e-mail：kankou-kikaku@mlit.go.jp
- ・ 支援内容：観光関連事業者からの相談・要望対応

観光関連事業者が活用可能な支援策や他省庁の窓口の紹介

3 8 農林水産業者に対する金融支援

- ◆ 富山県では、以下の窓口において、融資等の相談を受付けています。

農業被害に係る資金等

相談先	電話番号	開設時間
新川農林振興センター 担い手支援課	0765-52-0268	平日8:30~17:15
富山農林振興センター 担い手支援課	076-444-4521	
高岡農林振興センター 担い手支援課	0766-26-8474	
砺波農林振興センター 担い手支援課	0763-32-8111	
県農業経営課金融助成係	076-444-3273	

水産業被害に係る資金等

相談先	電話番号	開設時間
県水産漁港課経営係	076-444-3291	平日8:30～17:15

- ◆ 被災された農林水産業者を対象に農林漁業セーフティネット資金等の利用や融資についての相談窓口を設置しています。

名称	電話番号	受付時間
日本政策金融公庫 富山支店 (富山市桜橋通り-25 富山第一生命ビル)	農林水産事業 076-441-8411	平日9:00～17:00

39 被災事業者応援助成金

- ◆ 高岡市では、令和5年7月12日からの大雨により事業所等に被害を受けた個人事業主を含む中小企業者を支援するため、被災した事業者が市内で事業の復旧と継続のために要した経費の2分の1（上限5万円）を助成します。

○対象：市内に本社・支社・営業所・事業所等を有し、個人事業主等、中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であることなどの要件を満たしている事業者（要件の詳細は下記ホームページ及び問い合わせ先の窓口でご確認ください。）

○助成金額：被災した事業者が令和5年7月13日から令和5年11月末日までの間に、事業の復旧と継続のために要した経費の2分の1（上限5万円）
【対象経費の例】

- ・被害を受けた営業所、店舗、工場等において、営業再開に向けて要した修繕・清掃費用
- ・事業の用に供する設備、備品の修繕・更新費用 等

○申請書類：①高岡市被災事業者応援助成金交付申請書兼請求書

- ②高岡市発行の罹災証明書の写し
- ③事業の復旧と継続のために要した経費の支出を確認できる書類の写し（領収書の写し等）
- ④事業所の所在地や事業を営んでいることが確認できる書類の写し（法人事業概況説明書又は確定申告書の写し等）
- ⑤振込口座が確認できるもの（通帳の写し等）

○申請方法：持参、郵送又は富山県電子申請サービスにより申請。

○受付期間：令和5年10月6日（金）から同年12月28日（木）まで【必着】

【参考 HP】 <https://www.city.takaoka.toyama.jp/sanki/sangyo/shinko/hisaizigyousya.html>

【問い合わせ先】高岡市産業振興部産業企画課（0766-20-1286）





その他の情報

40 太陽光発電システムの水害時の感電の危険性

- ◆ **水没・浸水した太陽光発電システムに近づくと感電の恐れがあります。**

大雨、局所豪雨の影響により、太陽光発電システムが水没・浸水し破損している場合があります。太陽光発電システムはこのような場合でも光が当たれば300V以上の電気を発電します。

被害にあった太陽光発電システムには、むやみに近づかず、同システムの事業者や管理者に連絡してください。

＜お問合せ先＞

一般社団法人太陽光発電協会 0570-003-045

41 浸水した車は自分でエンジンをかけない

- ◆ **水に浸かった車両は、外見上問題がなさそうな状態でも、感電事故や、電気系統のショート等による車両火災が発生するおそれがあります。自分でエンジンをかけず、お買い求めの販売店、最寄りの整備工場にご相談ください。**

42 災害ボランティアについて

- ◆ 災害ボランティアを必要とされている方やボランティア活動への参加を希望されている方は、以下の窓口にご相談ください。ボランティアの受け入れに制限を設けている場合がありますので、事前にご確認ください。

市	ボランティアによる支援の依頼窓口 (被災者の方)	ボランティア活動への参加を 希望する方の問合せ先
高岡市	・「災害ボランティアセンター」としては8月10日をもって閉所 ・ボランティアセンターの通常業務に移行し、引き続き被災された住民の方々からの相談支援に対応 《8月10日からの問い合わせ先》 高岡市ボランティアセンター (高岡市社会福祉協議会内) 電話:0766-21-7883 FAX:0766-22-3139 受付時間:平日8:30~17:15	同左

小矢部市	・「災害ボランティアセンター」としては8月17日をもって閉所 ・ボランティアセンターの通常業務に移行し、引き続き被災された住民の方々からの相談支援に対応 《8月17日からの問い合わせ先》 小矢部市ボランティアセンター (小矢部市社会福祉協議会内) 電話:0766-67-8611 FAX:0766-67-4896 受付時間:平日8:30~17:15	同左
------	---	----

- ◆ 災害ボランティアに従事するために往復又は復路のみ富山県内の高速道路を利用する際、無料措置の対象となります。

詳しくは、下記ホームページをご確認ください。

○NEXCO中日本ホームページ

(災害ボランティア車両の高速道路の無料措置について)

<https://dc2.c-nexco.co.jp/etc/service/saigai.html>

- ◆ 富山県では、県内で大規模災害が発生した際に、その復旧期の被災者の生活支援・復興支援等の活動を行う団体・グループを対象に、支援活動に必要な活動費等を補助する「富山県災害ボランティア活動支援事業費補助金」制度を実施しています。

詳しくは、下記ホームページをご確認ください。

○富山県ホームページ(災害ボランティアに関する情報について)

<https://www.pref.toyama.jp/1711/20230728.html>

＜お問合せ先＞076-444-3128(生活環境文化部県民生活課県民協働係)

43 外国人向けの情報・相談窓口

For Foreign Residents

◆ 外国人生活支援ポータルサイト

A Daily Life Support Portal for Foreign Nationals (Immigration Services Agency)

<https://www.moj.go.jp/isa/support/portal/index.html>



◆ 富山県外国人ワンストップ相談センター

Toyama Foreign Resident Support Center

<https://www.pref.toyama.jp/1018/kurashi/kyousei/kokusai/kj00007754.html>

電話番号 (Phone number) TEL : 076-441-6330

< トリオフォン (三者通訳) > TEL : 076-441-5654、080-5852-2234



◆ 外国人のための災害情報提供

http://www.tic-toyama.or.jp/life/disaster_information.html



• 富山防災WEB (force.com)

<https://d2800000147bueaq.my.salesforce-sites.com/bousai2/>

• 気象庁多言語ページ | 言語選択 (Multilingual Information) (jma.go.jp)

<https://www.jma.go.jp/jma/kokusai/multi.html>

• NHK WORLD-JAPAN

https://www3.nhk.or.jp/nhkworld/en/multilingual_links/index.html